

議案第 17 号

苫小牧市行政手続条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市行政手続条例の一部を改正する条例

苫小牧市行政手続条例（平成 10 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号ウ中「第 2 章」を「次章」に改める。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

理 由

行政手続法の改正に鑑み、所在が判明しない者に対する聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知の公示の方法を改めるため、関係規定を整備する。

議案第18号

苫小牧市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないものとすることができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

デジタル社会の進展等を踏まえ、公的基礎情報データベース等の利用による添付書面等の省略を可能とするため、関係規定を整備する。

議案第19号

苫小牧市議会委員会条例の一部改正について

苫小牧市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

苫小牧市議会議員 山 谷 芳 則
大 西 厚 子
佐々木 修 司
首 藤 孝 治
小野寺 幸 恵
桜 井 忠
触 沢 高 秀

苫小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号エ中「健康こども部」を「こども未来部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

苫小牧市部設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管の一部に変更があるため、関係規定を整備する。

議案第 20 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和 25 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 137 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。））」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 137 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算

後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は3万円とする。

第138条第1項中「及び第139条第1項」を「、第139条第1項及び第139条の2第1項」に改め、同条第4項第1号中「次号、次条及び第146条第1項において同じ」及び「第3号、次条及び第146条第1項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第139条の次に次の1条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額等)

第139条の2 第137条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

2 第137条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

3 第137条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

4 第137条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第146条第1項中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「ウ」を「ウ及びキ」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について 700円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第136条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第146条第1項第2号ア中「ウ」を「ウ及びキ」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について 500円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第136条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第146条第1項第3号ア中「ウ」を「ウ及びキ」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保

険者均等割額 被保険者1人について 200円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第136条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第146条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第146条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額)は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第139条の2第1項の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第139条の2第2項の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第139条の2第3項の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第146条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第23条の2中「第139条」を「第139条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を新設するため、関係規定を整備する。

議案第 2 1 号

苫小牧市宿泊税条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市宿泊税条例

(課税の根拠)

第 1 条 本市の観光戦略に基づき、国内又は国外の旅行者に選ばれる持続可能な観光地づくりを推進するとともに、観光資源の魅力向上及び受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、法及び苫小牧市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）で使用する用語の例による。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

(5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものと

する。

- (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金
 - (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金
 - (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金
- (税率)

第6条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(税額控除)

第7条 前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手續等)

第10条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

(特別徴収義務者のための納入)

第11条 市は、第7条の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかつた金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうちその控除することができなかつた金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

2 前項の規定による納入が行われた場合において、市長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

(特別徴収義務者としての申告等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日前5日（第9条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定を受けた日後10日）までに、宿泊施設ごと

に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
 - (3) 客室数その他設備の概要
 - (4) 経営開始予定年月日（第9条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定の通知を受けた日）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定により申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
 - 3 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、休止する日の前日までに、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開する日の前日までに、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 第1項の規定により申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止をした日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第13条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第14条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付した日から10日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 市長は、第1項の申請があつた場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第16条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第

733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第17条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第10条に規定する納入申告書の提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第18条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えること

ができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

- 第19条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当

該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例等の規定の適用）

第20条 第18条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第21条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（賦課徴収）

第22条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び苫小牧市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第1条中「この条例」とあるのは「この条例及び苫小牧市宿泊税条例（令和8年条例第号）」と、同条例第3条中「(3) 入湯税」とあるのは「(3) 入湯税 (4) 宿泊税」と、同

条例第7条の2第1項中「法又はこの条例」とあるのは「法、この条例又は苫小牧市宿泊税条例」と、同条例第12条第1項中「又は第155条第3項」とあるのは「、第155条第3項又は苫小牧市宿泊税条例第10条」とする。

(賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等)

第23条 市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例により、その宿泊者に課する税（以下この条において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(減免)

第24条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定に違反して関係帳簿を備えず、関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第17条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第17条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
- (4) 第17条第2項の規定に違反して関係書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例に基づく宿泊税の賦課徴収については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

- 3 第9条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第12条第1項及び第2項の規定による申告並びに第13条第1項及び第2項の規定による納税管理人の申告及び承認に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第9条第2項、第12条及び第13条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 施行日において現に宿泊施設を営んでいる者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第12条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日前5日」とあるのは、「開始する日後5日」とする。
- 5 施行日から起算して5日を経過する日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、第12条第1項の規定にかかわらず、その経営を開始する日の5日前までに、同項の規定の例により市長に申告しなければならない。

6 前2項の規定により行われた申告は、第12条第1項の規定により行われたものとみなす。

7 前項の規定にかかわらず、附則第4項又は第5項の規定による申告をした者は、施行日までに当該申告をした事項に異動があった場合は、第12条第2項の規定の例により市長に申告しなければならない。

8 附則第4項の申告をした者は、施行日の前日までに当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、同日までにその旨を市長に届け出なければならない。

(検討)

9 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、その都度検討を加え、所要の措置を講じるものとする。

理 由

国内又は国外の旅行者に選ばれる持続可能な観光地づくりを推進するとともに、観光資源の魅力向上及び受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てることを目的に宿泊税を課するため、本条例を制定する。

議案第 22 号

苫小牧市交通安全センター条例等の廃止について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市交通安全センター条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 苫小牧市交通安全センター条例（昭和 58 年条例第 6 号）
- (2) 苫小牧市労働福祉センター条例（昭和 51 年条例第 31 号）
- (3) 苫小牧市文化会館条例（昭和 54 年条例第 21 号）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

交通安全センター、労働福祉センター及び文化会館を廃止するため、関係条例を廃止する。

議案第 23 号

苫小牧市高丘霊葬場条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市高丘霊葬場条例の一部を改正する条例

苫小牧市高丘霊葬場条例（平成 9 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「火葬炉の使用許可」の次に「及び霊安室の使用許可」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

指定管理者に行わせることができる業務に、霊安室の使用許可及びその取消し等に関する業務を加えるため、関係規定を整備する。

議案第24号

苫小牧市企業立地振興条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市企業立地振興条例の一部を改正する条例

苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

資源の有効な利用の促進に関する法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第25号

苫小牧市火災予防条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市火災予防条例の一部を改正する条例

苫小牧市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡

易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第16号から第19号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項第4号の規定を準用する。

第8条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第31条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第58条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第58条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

理 由

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定める等のため、関係規定を整備する。